

## かすみがうら市過疎地域持続的発展計画の変更について

### 1. 要旨

令和4年4月に霞ヶ浦地区（旧霞ヶ浦町）が過疎地域の指定を受けたことから、「かすみがうら市過疎地域持続的発展計画（計画期間：令和4年度～令和7年度）」を策定し、特別に発行が認められる過疎対策事業債等を活用し施策を展開することで、持続可能な地域づくりを目指してきました。

今回、現計画期間が終了することに伴い、県が策定する「茨城県過疎地域持続的発展方針」に併せ、計画期間を変更いたします。

また、内容について、新規事業の追加、まち・ひと・しごと創生総合戦略及び公共施設等マネジメント計画の基本方針の修正、現状に合わせ文言の修正を行います。

なお、計画の変更にあたって、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条の規定に基づき議会の議決を求めるものです。

### 2. 変更内容

#### 1 基本的な事項

- ・令和7年3月に改訂した第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略と整合を図り、4つの基本目標を修正
- ・令和12年度の目標人口を38,442人と定める
- ・計画期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5か年と定める
- ・令和7年3月に策定した公共施設等マネジメント計画と整合を図り、3つの基本方針を修正

#### 2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

#### 3 産業の振興

#### 4 地域における情報化

#### 5 交通施設の整備、交通手段の確保

- 6 生活環境の整備
- 7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進
- 8 医療の確保
- 9 教育の振興
- 10 集落の整備
- 11 地域文化の振興等
- 12 再生可能エネルギーの利用の推進
- 13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項
  - ・ 2 から 13 について、新規事業の追加、現状に合わせ文言の修正

### 3. 今後の予定

計画変更の議決後、3月末に県へ提出いたします。

なお、計画期間中において、過疎対策事業債の活用可能な事業がある場合は、  
県と協議の上、計画に追加していきます。

## 【参考1】 現計画における目標人口の状況

(単位：人)

目標人口	社人研推計	R7.1.1の常住人口
39,803	38,225	38,671

※ 38,671人 (R7.1.1) - 39,803人 (基本目標) = ▲1,132人

※ 38,671人 (R7.1.1) - 38,225人 (社人研推計) = 446人

## 【参考2】 過疎対策事業債等の活用事業

(単位：千円)

年度	事業名	事業費	過疎交付金	過疎債
R4	市道整備事業	74,562		56,900
	過疎地域スクールバス運行事業	158,118	3,000	35,000
R5	市道整備事業 (R4繰越)	66,828		30,000
	下大津地区コミュニティ施設整備事業	25,436		25,400
	市道整備事業	147,032		113,500
	霞ヶ浦北小学校屋内運動場設備事業	32,101		19,100
	過疎地域スクールバス運行事業	155,421	3,000	35,000
R6	市道整備事業 (R5繰越)	85,189		17,100
	下大津地区コミュニティ施設整備事業 (R5繰越)	43,485		43,400
	旧志土庫小学校施設整備事業	49,234	10,010	34,200
	霞ヶ浦コミュニティセンター空調設備等整備事業	15,257		14,300
	霞ヶ浦コミュニティセンターLED照明整備事業	6,342		6,300
	農道整備事業	2,830		1,700
	かすみがうら未来づくりカンパニー出資事業	9,000		9,000
	市道整備事業	75,745		73,000
	過疎地域スクールバス運行事業	151,160	3,000	35,000
R7	農道整備事業 (R6繰越)	8,470		3,800
	霞ヶ浦コミュニティセンター空調設備等整備事業	160,432		44,500
	民間認定こども園整備事業	42,942		5,000
	歩崎公園屋外ステージ整備事業	8,143		6,100
	市道整備事業	33,125		33,100
	過疎地域スクールバス運行事業	156,552	3,000	35,000
計		1,507,404	22,010	676,400